

帝塚山学院大学大学院学則

第1章 総則

(名称)

第1条 帝塚山学院大学学則第4条第2項の規定により、帝塚山学院に大学院を置き、帝塚山学院大学大学院と称する。

(目的)

第2条 帝塚山学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、「力の教育」という帝塚山学院建学の精神を継承しながら、広い視野に立って学術の理論及び応用を研究教授し、専攻分野における精深な学識と研究能力を養い、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を育成し、人類の文化の向上と幸福な社会の発展に貢献することを目的とする。

2 本大学院のうち、専門職大学院の課程（以下「専門職学位課程」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、常に教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、その改善・充実に努める。

2 前項の点検及び評価の実施のために、自己点検・評価委員会を置く。同委員会に関する規程は、別に定める。

3 第1項の点検及び評価に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機構による評価を受けるものとする。

4 第1項の点検及び評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕)

第4条 本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個別の教育研究活動の評価を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

(課程及び修業年限等)

第5条 本大学院に修士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

3 在学期間は、修士課程及び専門職学位課程においては4年を超えることはできない。

4 長期・短期にわたる教育課程の履修については、別に定める。

(研究科、専攻及び教育研究上の目的等)

第6条 本大学院には、次の研究科及び専攻を置く。

研究科	専攻	課程
人間科学研究科	人間科学専攻	修士課程
人間科学研究科	臨床心理学専攻	専門職学位課程

2 人間科学研究科の教育研究上の目的

人間科学専攻（修士課程）は、健康科学、情報・認知科学の分野で活躍できる実践的応用力を身につけたリーダーを育成する。

臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、高度な専門的知識と技能を身につけ、多くの心理臨床経験を積むことによりあらゆる臨床心理現場に即応しうる高度の心の専門家（臨床心理士・公認心理師）を育成する。

3 各専攻は、前項に規定する教育研究上の目的を踏まえて、次の方針を定める。

ただし、専門職学位課程における体系的な教育課程の編成にあたっては、教育課程連携協議会を設けて意見を聴くこととする。

(1) 課程修了の認定に関する方針

(2) 体系的な教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入に関する方針

4 前項各号の方針については、別に定める。

(学生定員)

第 7 条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人間科学研究科	人間科学専攻	10 名	20 名
人間科学研究科	臨床心理学専攻	20 名	40 名

第 2 章 学年・学期及び休業日

(学年)

第 8 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 9 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

春学期

4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期

10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の学期の期間を変更することができる。

(授業期間)

第 10 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、14 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(休業日)

第 11 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日（5 月 12 日）
 - (4) 夏季、冬季及び学年末休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 3 章 入学、退学、休学、転学、留学、除籍及び復籍

(入学時期)

第 12 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項にかかわらず、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 13 条 本大学院修士課程及び専門職学位課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の大学、その他の外国の学校において、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達し

た者

(入学試験)

第 14 条 入学志願者に対して選抜試験を行い、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、入学を許可する者を決定する。

(入学出願)

第 15 条 入学志願者は入学願書に、別に定める書類及び入学検定料をそえて所定の期日までに、提出しなければならない。

(入学手続)

第 16 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに本学所定の誓約書及びその他の書類を提出し、入学金を納入しなければならない。

(退学及び再入学)

第 17 条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、退学願を提出し、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2 前項によって退学した者が、再入学を願い出るときは、願い出の理由によって、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

(休学及び復学)

第 18 条 病気その他やむを得ない理由によって就学できない者は、休学を願い出ることができる。その場合、休学願を提出し、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2 休学の期間は、原則として 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

4 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し、学長が研究科委員会の意見を聴いて許可することがある。

(転学)

第 19 条 学生が他の大学院に転学を志願する場合は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

(留学)

第 20 条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2 前項により留学した期間は、修業年限に含めることができる。ただし、1 年を超えることはできない。

3 外国の大学院で修得した単位については、第 30 条に基づき、学長が研究科委員会の意見を聴いて、本大学院人間科学専攻（修士課程）の単位として認めることができる。ただし、15 単位を超えることはできない。

(除籍)

第 21 条 次の各号の一に該当する者については、学長が研究科委員会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 学費を納付しない者

(2) 第 5 条第 3 項に規定する最長在学年数を超える者

(3) 休学の期間が第 18 条第 2 項に規定された期間を超える場合

(4) 長期にわたって無届で欠席した場合

(5) 休学期間が終了したにもかかわらず、期日までに復学、休学または退学の手続きを取らない場合

(6) 死亡又は長期にわたり行方不明の場合

(復籍)

第 21 条の 2 本大学院に復籍を志願する者がある場合は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、これを許可することがある。

2 本大学院に復籍を願い出ることができる者は、本大学院を除籍になった者で、除籍になった学期の開始日から起算して 2 年以内の者とする。ただし、第 5 条第 3 項に規定する在学年数を超えて除籍となった者及び復籍後に再び除籍となった者は復籍することができない。

3 除籍となった学期に復籍することはできない。

4 復籍後の在学期間は除籍前の在学期間に通算する。

第 4 章 研修生、研究生、科目等履修生及び聴講生並びに外国人学生

(研修生)

第 22 条 本大学院において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学長が研究科委員会の意見を聴いて、研修生として許可することがある。

2 研修生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 23 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長が研究科委員会の意見を聴いて、研究生として許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 24 条 第 13 条各号の一に該当する者が、人間科学専攻（修士課程）の開講する授業科目の一部について履修を志願するときは、本大学院の教育に支障のないかぎり、研究科委員会において選考のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴いて、科目等履修生として、許可することがある。

2 科目等履修生が受講した科目について試験を受け、合格した場合は、学長が研究科委員会の意見を聴いて当該科目の単位を授与する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 25 条 第 13 条各号の一に該当する者が、人間科学専攻（修士課程）の開講する授業科目の一部について聴講を願い出たときは、本学の教育に支障のないかぎり研究科委員会において審査のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴いて、聴講生として許可することがある。

2 聴講した科目の単位取得の認定は行わない。

(外国人学生)

第 26 条 外国人で第 14 条によらないで入学を志願する者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、外国人学生として入学を許可することがある。

第 5 章 教育方法等

(教育方法)

第 27 条 人間科学専攻（修士課程）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 臨床心理学専攻（専門職学位課程）の教育は、授業科目の授業及び実践科目の指導によって行うものとする。その他の指導については、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第 28 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各専攻の授業科目及び単位数は、別表(1)、(2)のとおりとする。

3 前項に定める授業科目の単位数の算定は、第 1 項に規定する授業の方法に応じ、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

4 第 3 項の規定にかかわらず、研究指導等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

5 学生に対しては、授業及び研究指導について、その方法、内容、1 年間の指導計画をあらかじめ明示するものとする。

(履修方法)

第 29 条 人間科学専攻（修士課程）の学生は、2 年以上在学し、当該専攻の授業科目について 30 単位以上履修しなければならない。

2 人間科学専攻（修士課程）の学生は、研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他の専攻又は学部の授業科目を履修することができる。

3 前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、他の大学院で修得した単位と合わせて 15 単位を超えない範囲で当該専攻において修得したものとみなすことができる。

4 臨床心理学専攻（専門職学位課程）の学生は、2 年以上在学し当該専攻の授業科目について 50 単位以上履修しなければならない。

ない。

5 臨床心理学専攻（専門職学位課程）の学生は、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の専攻又は学部の授業科目を履修することができる。

6 前項の規定により修得した単位は、修了に要する単位に算入することはできない。

（他の大学院における授業科目の履修）

第 30 条 研究科委員会において教育研究上必要と認めた場合にはあらかじめ他大学の大学院と協議し、双方の承認が得られたとき、学生は、当該他大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、人間科学専攻（修士課程）においては本学大学院の他の専攻で修得した単位と合わせて 15 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第 20 条の規定による留学の場合に準用する。

（入学前の既修得単位の認定）

第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、学長が研究科委員会の意見を聴いて、入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 人間科学専攻（修士課程）において前項により修得したものとみなす単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、また、前条第 2 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

3 臨床心理学専攻（専門職学位課程）において第 1 項により修得したものとみなす単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第 2 項（前条第 3 項において準用する場合を含む。）により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

第 32 条 本大学院は、前条第 1 項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で、研究科委員会の意見を聴いて学長が定める期間在学したものとみなすことができる。

（単位の認定）

第 33 条 授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告により担当教員が行うことを原則とする。

2 授業科目の成績は、秀(100～90)・優(89～80)・良(79～70)・可(69～60)・不可(59～0)の 5 種とし、秀・優・良・可を合格とする。

（修士課程、専門職学位課程の修了の認定）

第 34 条 人間科学専攻(修士課程)の修了要件は、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、特に優れた業績を上げた者については、在学期間に関しては 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず指導教員が認めた場合は、学位論文の作成等に必要の研究指導を行わず、当該研究科において定める授業科目をもってこれに代えることができる。

3 学長は、研究科委員会の意見を聴いて、人間科学専攻（修士課程）の修了認定を行う。

4 臨床心理学専攻（専門職学位課程）の修了要件は、専門職学位課程に 2 年以上在学し、50 単位以上を修得したうえ、学位審査に合格することとする。特に優れた業績を上げた者についての在学期間に関しては、1 年以上在学すれば足りるものとする。

5 学長は、当該専攻会議及び研究科委員会の意見を聴いて、臨床心理学専攻（専門職学位課程）の修了認定を行う。

第 6 章 学位論文等の審査並びに学位の授与及び資格等の授与

（修士課程及び専門職学位課程修了の時期）

第 35 条 修了の時期は、原則として学年の終わりとする。

（修士課程の学位論文等の審査、専門職学位課程の学位審査及び最終試験等）

第 36 条 人間科学専攻（修士課程）の学位論文の審査及び最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある学問領域につ

いて行う。ただし、研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

2 前項のほか、修士課程の学位論文等の審査及び最終試験等学位に関し必要な事項は、帝塚山学院大学学位規程の定めるところによる。

3 臨床心理学専攻（専門職学位課程）の学位の審査は、的確な実践力の評価及び基礎的研究能力修得度を評価し総合的に審査する。

4 前項のほか、専門職学位課程の学位に関し必要な事項は、帝塚山学院大学学位規程の定めるところによる。

（学位の授与）

第 37 条 学長は、研究科委員会の意見を聴いて、人間科学専攻（修士課程）修了者に対して、次の修士の学位の授与を決定する。

修士（人間科学）

2 学長は、研究科委員会の意見を聴いて、臨床心理学専攻（専門職学位課程）修了者に対して、次の修士の学位の授与を決定する。

臨床心理修士（専門職）

3 学位授与に関し必要な事項は、帝塚山学院大学学位規程の定めるところによる。

（資格等の取得）

第 38 条 第 34 条第 4 項により臨床心理学専攻（専門職学位課程）の修了が認められた者で、臨床心理士受験資格を取得しようとする者は、所定の臨床心理士受験資格課程の授業科目及び単位数を修得しなければならない。授業科目は、別表(3)のとおりとし、履修方法は、別に定める。

2 第 34 条第 4 項により臨床心理学専攻（専門職学位課程）の修了が認められた者で、公認心理師受験資格を取得しようとする者は、所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。授業科目は、別表(4)のとおりとし、履修方法は、別に定める。

3 人間科学専攻（修士課程）において教育職員免許状（栄養教諭専修免許状）授与の所要資格を得ようとする者は、別表(5)に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第 7 章 学費

（学費）

第 39 条 本大学院において徴収する学費は、別表(6)のとおりとする。

2 在籍生の学費は、毎学年 2 期に分けて納入するものとする。納入期日は、春学期 5 月 27 日、秋学期 11 月 27 日とする。ただし、各納入期日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日とする。

3 すでに納入した学費は返還しない。

4 在籍生の学費を納入期日までに納付できない者で延納を希望する者は、申請期日までに延納許可願と延納料を提出・納入し許可を得なければならない。

5 延納の納入期日は、春学期 6 月 27 日、秋学期 12 月 27 日とする。ただし、各納入期日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日とする。

6 在籍生の学費納入期限は、春学期 7 月 17 日、秋学期 1 月 17 日とする。ただし、各学費納入期限が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日とする。

（学費の納入及び免除等）

第 40 条 在籍生の学費を納入しない者は、第 33 条に定める試験を受けることができない。

2 前条第 6 項に規定する学費納入期限まで在籍生の学費の納入を怠った者は、除籍する。

3 前項の規定によって除籍された者が復籍を願い出るときは、復籍願の提出及び別表(6)に規定する復籍料の納入を行う。

4 休学期間中は、在籍料を納付するものとし、この期間の授業料、教育充実費及び実験実習費は全額を免除する。

5 第 5 条に定める標準修業年限以上在学し、かつ、第 34 条の規定により修了の認定をされなかった者のうち、修了の認定を受けるための不足単位数が 4 単位以下の者で、かつ、翌年度の履修登録単位数が 8 単位以下の者は、翌期の授業料の半額を免除し、教育充実費は、全額を免除する。

6 第 5 条に定める標準修業年限以上在学し、前項の規定の対象とならない者は、教育充実費の全額を免除する。

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、これを表彰する。

(懲戒)

第42条 この学則に違反し、又は本大学院の教育方針に反する行為があった者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学（有期又は無期）及び退学とする。

3 懲戒退学は、次の各号の場合に限る。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 大学院組織

(大学院評議会)

第43条 本大学院に大学院評議会を置く。

2 大学院評議会は、学長、研究科長、各専攻主任及び大学事務局長をもって組織する。

3 大学院評議会は、学長がこれを召集してその議長となる。ただし、学長は議長を研究科長に代行させることができる。

4 大学院評議会の規程は、別に定める。

(大学院評議会での意見聴取事項)

第44条 大学院評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院学則及びその他諸規程に関する重要事項

(2) 教育課程、教員人事、学生人事等本大学院の運営に関する重要事項

(3) 予算に関する事項

(4) その他、学長が教務統括上必要とする事項

2 大学院評議会のもとに各種委員会を置き、学長が委員を指名する。委員会の規程は、別に定める。

(研究科長)

第45条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長候補者は研究科所属の教授の内から、研究科委員会が選出する。

3 学長は、研究科委員会の意向を踏まえた上で、研究科長候補者を理事長に推薦する。

(研究科委員会)

第46条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科に所属する専任大学教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

4 研究科委員会の規程は、別に定める。

(研究科委員会での意見聴取事項)

第46条の2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長（以下、この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議するとともに学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教員組織)

第 47 条 本大学院における授業及び研究指導は、帝塚山学院大学の教授及び准教授のうちから選定された者が担当する。ただし、特別の事情のある場合は、専任の講師をこれに充てることがある。

(事務職員)

第 48 条 本大学院の事務処理のため、事務職員を置く。

第 10 章 研究指導施設

第 49 条 本大学院に大学院生研究室及びその他必要な施設を置く。

第 11 章 センター

第 50 条 本大学院に心理教育相談センターを置く。

2 心理教育相談センターに関する規程は、別に定める。

第 12 章 雑則

第 51 条 この学則に定められていない事項については、研究科委員会の定めるところによる。

第 13 章 学則の変更

(学則の変更)

第 52 条 この学則の変更は、研究科委員会及び大学院評議会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

- 1 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、学則第 37 条の学費は、平成 17 年度入学生にも適用する。

- 5 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、学則第 37 条の学費は、平成 25 年度入学生にも適用する。

- 10 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この学則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 13 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 6 年度以前入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前によるものとする。

別表(1)

授業科目		単位数	備考
大学院 人間科学研究科 人間科学専攻			
基礎科目	人間科学概論	2	
専門科目（健康科学領域）	食品科学特論	2	
	公衆栄養学特論	2	
	健康運動学特論	2	
	応用栄養学特論	2	
	栄養生化学特論	2	
	食品保健・機能学特論	2	
	給食経営管理学特論	2	
	臨床栄養学特論	2	
	食品開発特論	2	
	病態医学特論	2	
	栄養教育特論	2	
	食生活経済学特論	2	
専門科目（情報・認知科学領域）	メディア社会特論	2	
	情報セキュリティ特論	2	
	情報セキュリティ心理学	2	
	脳生理学	2	
	脳科学概論	2	
	認知発達科学	2	
	認知心理学特論	2	
	人格心理学特論	2	
	産業心理学特論	2	
	生涯発達学特論	2	
	教育心理学特論	2	
	心理統計法特論	2	
	社会心理学特論	2	
	発達障害特論	2	
	神経心理学特論	2	
演習・指導科目	応用栄養学演習	2	
	公衆栄養学演習	2	
	食品保健・食品科学演習	2	
	臨床栄養学演習	2	
	認知科学演習	2	
	発達科学実践演習	2	
	特別研究	12	

別表(2)

授業科目		単位数	備考
大学院 人間科学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程）			
臨床心理学基幹科目	臨床心理学原論演習Ⅰ	2	
	臨床心理学原論演習Ⅱ	2	
	臨床心理査定学演習Ⅰ	2	
	臨床心理査定学演習Ⅱ	2	
	臨床心理査定学実習Ⅰ	2	
	臨床心理査定学実習Ⅱ	2	
	臨床心理面接学演習Ⅰ	2	
	臨床心理面接学演習Ⅱ	2	
	臨床心理面接学実習Ⅰ	2	
	臨床心理面接学実習Ⅱ	2	
臨床心理学展開科目	臨床心理地域援助学演習Ⅰ	2	
	臨床心理地域援助学演習Ⅱ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅰ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅱ	1	
	臨床心理地域援助学実習Ⅲ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅳ	1	
	臨床心理事例研究演習Ⅰ	2	
	臨床心理事例研究演習Ⅱ	2	
	総合の事例研究演習Ⅰ	2	
	総合の事例研究演習Ⅱ	2	
選択科目（特修科目を含む）	臨床心理関連行政論	2	
	認知心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	
	人格心理学特論	2	
	心理統計法特論	2	
	臨床精神医学	2	
	生涯発達学特論	2	
	学校臨床心理学特論	2	
	犯罪心理臨床論	2	
	心身医学	2	
	家族療法特論	2	
	認知行動療法特論	2	
	発達障害特論	2	
	産業心理学特論	2	
	健康心理学特論	2	
	臨床実践事例特修科目Ⅰ	2	
	臨床実践事例特修科目Ⅱ	2	
	臨床実践技能特修科目Ⅰ	2	
	臨床実践技能特修科目Ⅱ	2	

別表(2)

心理実践科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開 (臨床精神医学)	2	いずれか1科目選択
	保健医療分野に関する理論と支援の展開 (心身医学)	2	
	福祉分野に関する理論と支援の展開 (発達障害特論)	2	
	教育分野に関する理論と支援の展開 (学校臨床心理学特論)	2	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (臨床心理関連行政論)	2	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (産業心理学特論)	2	
	心理的アセスメントに関する理論と実践 (臨床心理査定学演習Ⅰ)	2	
	心理支援に関する理論と実践 (認知行動療法特論)	2	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践 (家族療法特論)	2	
	心の健康教育に関する理論と実践 (健康心理学特論)	2	
実習科目	心理実践実習 (臨床心理査定学実習Ⅰ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理査定学実習Ⅱ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理面接学実習Ⅱ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅰ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅱ)	1	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅲ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅳ)	1	

別表(3)

臨床心理士受験資格課程に関する専門科目

授業科目		単位数	備考
臨床心理学 基幹科目	臨床心理学原論演習Ⅰ	2	
	臨床心理学原論演習Ⅱ	2	
	臨床心理査定学演習Ⅰ	2	
	臨床心理査定学演習Ⅱ	2	
	臨床心理査定学実習Ⅰ	2	
	臨床心理査定学実習Ⅱ	2	
	臨床心理面接学演習Ⅰ	2	
	臨床心理面接学演習Ⅱ	2	
	臨床心理面接学実習Ⅰ	2	
	臨床心理面接学実習Ⅱ	2	
臨床心理学 展開科目	臨床心理地域援助学演習Ⅰ	2	
	臨床心理地域援助学演習Ⅱ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅰ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅱ	1	
	臨床心理地域援助学実習Ⅲ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅳ	1	
	臨床心理事例研究演習Ⅰ	2	
	臨床心理事例研究演習Ⅱ	2	
	総合的事例研究演習Ⅰ	2	
	総合的事例研究演習Ⅱ	2	
	臨床心理関連行政論	2	
選択科目 (特修科目を含む)	認知心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	
	人格心理学特論	2	
	心理統計法特論	2	
	臨床精神医学	2	
	生涯発達学特論	2	
	学校臨床心理学特論	2	
	犯罪心理臨床論	2	
	心身医学	2	
	家族療法特論	2	
	認知行動療法特論	2	
	発達障害特論	2	
	産業心理学特論	2	
	健康心理学特論	2	
	臨床実践事例特修科目Ⅰ	2	
	臨床実践事例特修科目Ⅱ	2	
	臨床実践技能特修科目Ⅰ	2	
	臨床実践技能特修科目Ⅱ	2	

別表(4)

公認心理師受験資格課程に関する専門科目

授業科目		単位数	備考
心理実践科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開 (臨床精神医学)	2	いずれか1科目選択
	保健医療分野に関する理論と支援の展開 (心身医学)	2	
	福祉分野に関する理論と支援の展開 (発達障害特論)	2	
	教育分野に関する理論と支援の展開 (学校臨床心理学特論)	2	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (臨床心理関連行政論)	2	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (産業心理学特論)	2	
	心理的アセスメントに関する理論と実践 (臨床心理査定学演習Ⅰ)	2	
	心理支援に関する理論と実践 (認知行動療法特論)	2	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 (家族療法特論)	2	
	心の健康教育に関する理論と実践 (健康心理学特論)	2	
実習科目	心理実践実習 (臨床心理査定学実習Ⅰ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理査定学実習Ⅱ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理面接学実習Ⅱ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅰ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅱ)	1	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅲ)	2	
	心理実践実習 (臨床心理地域援助学実習Ⅳ)	1	

別表(5)

栄養教諭専修免許状取得に関する専門科目

授業科目		単位数	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育特論	2	
	学校栄養食事指導論	2	
	学校栄養食事指導演習	2	
	栄養生化学特論	2	
	食品保健・機能学特論	2	
	食品科学特論	2	
	応用栄養学特論	2	
	栄養教育特論	2	
	臨床栄養学特論	2	
	病態医学特論	2	
	公衆栄養学特論	2	
	給食経営管理学的特論	2	
	応用栄養学演習	2	いずれか1科目2単位選択必修
	公衆栄養学演習	2	
	食品保健・食品科学演習	2	
	臨床栄養学演習	2	

別表(6)

学 費

入学検定料	30,000円
入学金	200,000円
(人間科学専攻 〈修士課程〉)	
授業料	560,000円
教育充実費	120,000円
実験実習費	40,000円
(臨床心理学専攻 〈専門職学位課程〉)	
授業料	760,000円
教育充実費	180,000円
実験実習費	160,000円

休学在籍料 (春学期)30,000円・(秋学期)30,000円

研修生	
在籍料または登録料(半年)	10,000円
研修料(半年)	60,000円

研究生	
在籍料または登録料(半年)	10,000円
研究指導料(半年)実習を伴うもの	30,000円
実習を伴わないもの	15,000円

科目等履修生	
選考料	5,000円
登録料	10,000円
受講料 (1単位)	10,000円

ただし、本学卒業生については、選考料・登録料は全額、受講料は半額免除する。

聴講生	
選考料	5,000円
登録料	10,000円
聴講料 (1単位)	10,000円

復籍のための納付金	
復籍料	120,000円